

オ 共通施策 社会資本の適切な維持管理の推進

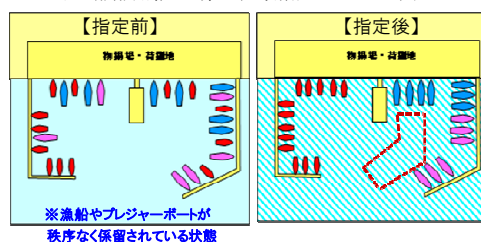
《取組方針》

- 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」、「修繕方針」等に基づき、デジタル技術も活用した効果的・効率的な維持管理を推進します。



- 港湾・漁港区域内に秩序なく係留されているプレジャーボート等の放置艇について、国の推進計画に基づき対策を着実に推進するため、暫定係留区域の指定などの暫定措置も視野に入れつつ、プレジャーボート係留保管計画の見直しを行うなど、放置艇解消に向けた取組を推進します。

放置艇解消のための基本方針に基づく小型船舶用泊地・禁止区域指定のイメージ図



- 国内外から訪問先として注目されている「瀬戸内」において、プレジャーボート等による海からの観光地訪問や瀬戸内海へのクルージングを促進するため、多様な主体と連携し既存施設を有効活用した係留場所や周辺観光地について、瀬戸内クルージングポータルサイトによる情報発信等により、クルージング需要の拡大や観光振興の推進を図ります。



係留施設、周辺観光施設、クルージングコース施設間の移動距離・時間などの情報提供

- 港湾運営会社と連携し、利用者の視点・ニーズに対応した低廉、迅速かつ安心な港湾サービスを提供するため、コンテナ航路の新規開設・増便によるネットワークの充実や、県内港への集貨促進に向けたポートセールスを展開します。



港湾運営会社制度の導入(H29.2)

港湾運営会社が港湾施設(広島港国際コンテナターミナルと海田コンテナターミナル)を長期的・一体的に借り受け、利用料金を自ら設定し、港湾運営を行うことにより、民間の経営手法を活かした運営の効率化やきめの細かい営業活動で得られた収益を原資とし、利用料金の低減やインセンティブのための投資を行うことで、航路拡充や貨物量の増加が期待され、広島港の拠点性の向上に寄与していく。

- さらに、港湾・漁港施設において、老朽化・低利用化した既存機能の再編・利用高度化を図るなど、多様化する利用者ニーズに対応しつつ、既存ストックの有効活用を推進していきます。

【主な取組】(R3～R7年度)

箇所名(所在地・地区名)	取組概要	関連施策
管内一円	港湾・漁港・海岸施設点検・維持補修	I・II・III
	放置艇対策の推進	I・III
	多様な主体と連携した質の高いサービスの提供	II・III
広島港・草津漁港	港湾BCP、漁港BCPの推進・充実	I・II
広島港(観音地区など)	指定管理者制度を活用した施設管理・運営	I・II
広島港(出島・海田地区)	港湾運営会社制度を活用したCT運営	II・III
広島港(吉島地区)	PFI手法による施設整備・運営	I・II・III